



2013 年 10 月 15 日

(改定日 : 2013 年 11 月 29 日)

※改訂履歴は最終ページに記載

お客様各位

株式会社セゾン情報システムズ
HULFT 事業部

消費税法改正に伴う HULFT 製品サポートサービスの消費税率対応について

2014 年 4 月 1 日からの消費税率の 8 % への引き上げの確定に伴い、HULFT 製品のサポートサービスに関する消費税率に関して、以下の通り対応させていただきます。
ご面倒をおかけいたしますが、消費税法に沿った適正な運用を行うため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対 象

サービス提供期間の一部または全部が、消費税率変更時期（2014 年 4 月 1 日以降）に該当するサポートサービス

※契約書締結方式、及びサポートパックご購入方式のどちらも対象となります

※一部適用されないケースがございます（詳細は【 適用例 】を参照ください）

2. 対応方法

契約期間中の各月に該当する消費税を次の税率でご負担いただく必要がございます。

- | | | | |
|------------------------|---|------|-----|
| (1) 2014 年 3 月 31 日 以前 | : | 消費税率 | 5 % |
| (2) 2014 年 4 月 1 日 以降 | : | 消費税率 | 8 % |

※2015 年 10 月 1 日以降、消費税率 10 %への変更が予定されていますが、10 %の適用は引き上げが正式確定した段階で、あらためて当社の対応方法をご通知させていただきます。

※そのため、当面の間、2015 年 10 月 1 日以降の期間にかかる部分も消費税率 8 %として計算させていただきます。

3. ご請求方法

(1) 既に 5 %の税率でご契約・ご購入いただいている場合

該当のお客様に対して、2014 年 4 月以降にかかる消費税不足分を、2014 年 1 月以降、準備が整い次第、個別にご請求させていただきます。

(2) これから新規でサポートサービスをご契約・ご購入いただく場合

当社システム対応準備の都合により、次の通り対応させていただきます。

◆2013 年 12 月までの当社ご請求分

2014 年 4 月以降にかかる部分についても、現行消費税率 5 %にて計算しご請求させていただきます。2014 年 4 月以降にかかる消費税不足分に関しては、2014 年 1 月以降、準備が整い次第、別途ご請求させていただきます。

◆2014 年 1 月以降の当社ご請求分

契約期間中の各月に該当する消費税率にて計算し、ご請求させていただきます。

4. パートナー様経由でのご契約・ご購入の場合

パートナー様経由でご契約・サポートパックご購入のお客様は、パートナー様経由での対応となりますので、詳細な対応方法・ご請求方法に関しては、パートナー様に直接ご確認ください。

5. 本件の問い合わせ先

HULFT 事業部 事業推進部 品質業務管理課 03-3988-7674 (平日 9:30~17:30)

* 本書記載の内容は今後予告なく変更される場合があります。最新情報については Web サイトにてご確認ください (HULFT.com、URL: <http://www.hulft.com/>)

【適用例】

(1) 契約期間：2013年11月1日～2016年10月31日の3年契約の場合

- ・2013年11月1日～2014年3月31日(5ヶ月)：消費税率 5%
- ・2014年4月1日～2016年10月31日(31ヶ月)：消費税率 8%

※消費税率10%への対応は実施が確定次第別途ご案内いたします

(2) 契約期間：2013年4月15日～2014年4月14日のサポートパック1年の場合

- ・2013年4月15日～2014年4月14日(12カ月)：消費税率 5%

※上記のケースでは、サービス提供期間の最終月が2014年4月以降にかかりますが、最終月の期間が1ヶ月未満のため、この部分は8%での対応はいたしません。

※なお、製品により一部取扱いが異なるものがありますので、詳細は別紙をご参照ください。

以上

【改訂履歴】

2013/11/29

P2 3.ご請求方法

(2) これから新規でサポートサービスをご契約・ご購入戴く場合

- ◆2013年12月までの当社ご注文承り分 ⇒ 2013年12月までの当社ご請求分
システム対応準備が順調に進捗しておりますので、ご請求分へと変更させて戴きました
- ◆2014年1月以降の当社ご注文承り分 ⇒ 2014年1月以降の当社ご請求分
システム対応準備が順調に進捗しておりますので、ご請求分へと変更させて戴きました

P3 【適用例】

消費税計算の詳細情報欄につきまして、追記をいたしました

P4 別紙

消費税計算の詳細情報として、別紙を追加いたしました

(別紙)

請求形態	対象OS	当社消費税の計算方法
一括請求 (期間限定、年次、 半年次、複数年)	Windows Linux , zLinux ※その他 HULFT-Manager HULFTクラウド PC-UNIX DataSpider接続アダプタ iDIVO HULFT管理 期間技術サポートサービス ワンストップサポートサービス	保守開始月の消費税率を適用 (例) 2013年12月1日～1年間の保守の場合 : 5%(保守開始月の消費税率が5%) 2014年4月1日～1年間の保守の場合 : 8%(保守開始月の消費税率が8%) ※複数年パック保守の場合 年度毎の保守開始月の消費税率を適用 (例) 2013年12月1日～3年間の保守の場合 1年目:5%(保守開始月の消費税率が5%) 2、3年目:8%(保守開始月の消費税率が8%)
	Mainframe (zOS,MSP,XSP) UNIX OS400 i5OS NSK Himalaya ※その他 HDC-EDI	保守契約期間の各月に該当する消費税率を適用 (端数は100円未満切り捨て、初回月に合算しております) (例) 2013年8月1日～2016年7月31日迄の3年保守の場合 2013年8月～2014年3月 : 5%(保守契約期間の各月の消費税率が5%) 2014年4月～2016年7月 : 8%(保守契約期間の各月の消費税率が8%) ※複数年パック保守の場合 年度毎の金額を月次に分割、端数は100円未満切り捨て、年度毎の初回月に端数合 計を合算しております

※その他、上記に当てはまらないサポートサービス契約形態につきましては、個別にお問い合わせ下さい。